



# 宮 崎 県 公 報

平成26年6月23日(月曜日) 第2601号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

告 示	頁
○救急病院の認定……………(医療業務課) 1	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更……………( “ ) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定……………( “ ) 1	
○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 2	

○指定居宅介護支援事業者の指定……………(長寿介護課) 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定……………( “ ) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止……………( “ ) 3	
○指定介護予防サービス事業の廃止……………( “ ) 3	
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………( “ ) 3	

## 公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出(5件) ……(農村整備課) 4	
○土地改良区の役員の退任の届出……………( “ ) 7	
○政府調達に関する苦情の処理手続……………(会計課) 7	
○宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱……………( “ ) 9	
○入札公告……………10	

## 告 示

### 宮崎県告示第 387号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人明成会吉松病院	都城市蔵原町5街区29号

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成26年7月24日から平成29年7月23日まで

### 宮崎県告示第 388号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
加藤久仁彦	串間市大字本城7610番地2	吾社クリニック	串間市大字本城7610番地2	平成26年5月1日

### 宮崎県告示第 389号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 星辰	小林市堤3026-6	保険調剤薬局つみ	小林市堤3006-14

#### 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
小林市堤3006-14	小林市堤3026-6	平成26年5月7日

### 宮崎県告示第 390号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 391号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年月日
宮原 賢一 (ひまわり治療院)	延岡市幸町1丁目83	平成26年 4月1日

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570203309	デイサービス暖かい風	宮崎県都城市年見町17-4-3	株式会社宮崎介護サービス	宮崎県都城市上川東四丁目5755番地26	平成26年5月1日	通所介護
4570302259	デイサービスなつだ	宮崎県延岡市夏田町450番地1	医療法人悠隆会	東京都中野区中野五丁目4番7号中野区温暖化対策推進オフィス3階	平成26年5月2日	通所介護
4570601171	デイサービスセンターきずな	宮崎県日向市財光寺5317番地3	株式会社きずな	宮崎県日向市財光寺5608番地2	平成26年5月2日	通所介護
4570700452	ヘルパーステーション ほたるの郷	宮崎県串間市本城7610番地2 吾社クリニック内	株式会社メソテース	宮崎県串間市本城7610番地	平成26年5月8日	訪問介護
4570700445	デイサービス ほたるの郷	宮崎県串間市本城7610番地	株式会社メソテース	宮崎県串間市本城7610番地	平成26年5月8日	通所介護
4570203317	デイサービスセンター三股わかばの家	宮崎県都城市若葉町47番地5	株式会社ステップアップ	宮崎県北諸県郡三股町樺山4717番地1	平成26年5月12日	通所介護

宮崎県告示第 392号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570700437	居宅介護支援事業所 ほたるの郷	宮崎県串間市本城7610番地2 吾社クリニック内	株式会社メソテース	宮崎県串間市本城7610番地	平成26年5月8日	居宅介護支援

宮崎県告示第 393号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570302259	デイサービスなつだ	宮崎県延岡市夏田町450番地1	医療法人悠隆会	東京都中野区中野五丁目4番7号中野区温暖化対策推進オフィス3階	平成26年5月2日	介護予防通所介護

4570601171	デイサービスセンターきずな	宮崎県日向市財光寺5317番地3	株式会社きずな	宮崎県日向市財光寺5608番地2	平成26年5月2日	介護予防通所介護
4570700452	ヘルパーステーション ほたるの郷	宮崎県串間市本城7610番地2 吾社クリニック内	株式会社メソテース	宮崎県串間市本城7610番地	平成26年5月8日	介護予防訪問介護
4570700445	デイサービス ほたるの郷	宮崎県串間市本城7610番地	株式会社メソテース	宮崎県串間市本城7610番地	平成26年5月8日	介護予防通所介護
4570203317	デイサービスセンター三股わかばの家	宮崎県都城市若葉町47番地5	株式会社ステップアップ	宮崎県北諸県郡三股町樺山4717番地1	平成26年5月12日	介護予防通所介護

## 宮崎県告示第 394号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570700114	串間市社会福祉協議会ホームヘルパーセンター	宮崎県串間市西方9365番地8	社会福祉法人串間市社会福祉協議会	宮崎県串間市西方9365番地8	平成26年5月10日	訪問介護
4572000919	三和ほのぼの介護サービス	宮崎県児湯郡川南町川南 20335-1	三和交通株式会社	宮崎県西都市御舟町1丁目83番地	平成26年5月31日	訪問介護
4570200743	指定通所介護事業所 さくら苑	宮崎県都城市上川東1丁目27号6番1	医療法人社団健仁会	宮崎県都城市上川東1丁目27号6番1	平成26年5月31日	通所介護

## 宮崎県告示第 395号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570700114	串間市社会福祉協議会ホームヘルパーセンター	宮崎県串間市西方9365番地8	社会福祉法人串間市社会福祉協議会	宮崎県串間市西方9365番地8	平成26年5月10日	介護予防訪問介護
4572000919	三和ほのぼの介護サービス	宮崎県児湯郡川南町川南 20335-1	三和交通株式会社	宮崎県西都市御舟町1丁目83番地	平成26年5月31日	介護予防訪問介護
4570200743	指定通所介護事業所 さくら苑	宮崎県都城市上川東1丁目27号6番1	医療法人社団健仁会	宮崎県都城市上川東1丁目27号6番1	平成26年5月31日	介護予防通所介護

平成26年6月23日

## 宮崎県告示第 396号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設		開 設 者		辞 退 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4510212147	速見泌尿器科医院	宮崎県都城市妻ヶ丘町4009番5号	医療法人社団明晴会	宮崎県都城市妻ヶ丘町4009番5号	平成26年5月31日	介護療養型医療施設

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、長田土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	小 牧 力	三股町大字長田6460番地13
理 事	谷 山 泰 宏	三股町大字長田6229番地
理 事	藤 野 忠 弘	三股町大字樺山4466番地 9
理 事	大 崎 俊 房	三股町大字長田5442番地 3
理 事	下玉利 修 二	都城市山之口町花木2488番地
理 事	兒 玉 八 一	三股町大字長田5803番地
理 事	濱 口 陽 行	三股町大字長田4760番地
理 事	松 山 勇	三股町大字長田4430番地10
理 事	小 牧 貢	都城市上長飯町68号10番地
理 事	去 川 洋 見	三股町大字長田3971番地
監 事	野 崎 忠 彦	三股町大字長田5812番地
監 事	兒 玉 光 雄	三股町大字樺山4672番地 248
監 事	松 田 眸	三股町大字長田3944番地 2

（任期：平成28年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	小 牧 力	三股町大字長田6460番地13
理 事	谷 山 泰 宏	三股町大字長田6229番地

理 事	永 山 政 博	三股町大字長田5310番地
理 事	兒 玉 ユリ子	三股町大字長田5444番地
理 事	中 内 克 子	三股町大字長田4906番地 5
理 事	大 崎 哲 雄	三股町大字樺山3271番地16
理 事	松 山 敏 光	三股町大字長田6166番地 3
理 事	松 山 勇	三股町大字長田4430番地10
理 事	轟 木 博	三股町大字長田3940番地 2
理 事	藤 本 久 治	三股町大字長田4143番地 5
監 事	野 崎 忠 彦	三股町大字長田5812番地
監 事	轟 木 均	三股町大字長田3977番地 1
監 事	木 田 一 宏	三股町大字樺山4238番地18

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、梶山土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 治 明	三股町大字長田2980番地
理 事	満 来 秀 利	三股町大字長田3616番地 1
理 事	嘉 藤 繁	三股町大字長田2899番地
理 事	鈴 木 誠	三股町大字長田2913番地
理 事	溝 口 良 信	三股町大字長田3378番地
理 事	坂 元 信 治	三股町大字長田2867番地 1
理 事	下 石 康 博	三股町大字樺山1180番地 4
理 事	釘 元 信 一	三股町大字長田 215番地 1

監 事	新 納 長次郎	三股町大字長田2914番地
監 事	竹ノ内 徳 夫	三股町大字長田1151番地
監 事	小 牧 光 秋	三股町大字蓼池1301番地イ号

（任期：平成28年4月20日まで）

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 治 明	三股町大字長田2980番地
理 事	満 来 秀 利	三股町大字長田3616番地 1
理 事	茨 木 義 和	三股町大字樺山4450番地20
理 事	永 山 親 盛	三股町大字長田 939番地
理 事	溝 口 良 信	三股町大字長田3378番地
理 事	鈴 木 誠	三股町大字長田2913番地
理 事	原 口 庫 市	三股町大字長田6166番地 3
理 事	小 牧 敏 広	三股町大字長田 202番地 2
監 事	新 納 長次郎	三股町大字長田2914番地
監 事	横 山 英 壽	三股町大字長田2866番地 1
監 事	小 牧 光 秋	三股町大字蓼池1301番地イ号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	東 森 松 男	都城市高木町4625番地
理 事	福 岡 武 夫	都城市高木町4312番地 1
理 事	池 田 勝 吉	都城市高木町4716番地
理 事	下 池 幸 人	都城市太郎坊町6802番地
理 事	長 瀬 弘 雄	都城市高木町4519番地 2

理 事	税 所 哲	都城市高木町4824番地 5
理 事	畑 中 昇	都城市高木町4457番地
監 事	東 森 九州男	都城市高木町4383番地 2
監 事	沼 口 満 郎	都城市高木町4598番地 2

（任期：平成30年3月31日まで）

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	東 森 松 男	都城市高木町4625番地
理 事	福 岡 春 良	都城市高木町4324番地
理 事	池 田 勝 吉	都城市高木町4716番地
理 事	瀬戸山 利 夫	都城市太郎坊町2095番地
理 事	長 瀬 弘 雄	都城市高木町4519番地 2
理 事	税 所 哲	都城市高木町4824番地 5
監 事	今 村 澄 雄	都城市高木町4467番地 1
監 事	東 森 九州男	都城市高木町4383番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	清 水 安 次	都城市高城町石山 253番地イ 2
理 事	金 政 寅 美	都城市高城町大井手2301番地
理 事	野 元 久 男	都城市高城町穂満坊2995番地 2
理 事	大井手 正 信	都城市高城町大井手93番地 1
理 事	玉 利 福 視	都城市高城町大井手2614番地
理 事	藤 井 文 男	都城市高城町大井手1529番地口
理 事	内 山 弘	都城市高城町桜木1359番地
理 事	竹 原 春 男	都城市高城町穂満坊84番地 1

理 事	大 浦 義 信	都城市高城町穂満坊3108番地
理 事	道 島 重 満	都城市高城町穂満坊3034番地
理 事	中 島 正 美	都城市上水流町 913番地 2
理 事	税 所 哲	都城市高木町4824番地 5
監 事	重 信 利 行	都城市高城町大井手1369番地 2
監 事	山 下 正 巳	都城市高城町穂満坊3062番地
監 事	東 和 利	都城市高城町桜木1560番地 1

（任期：平成30年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	清 水 安 次	都城市高城町石山 253番地イ 2
理 事	金 政 寅 美	都城市高城町大井手2301番地
理 事	野 元 久 男	都城市高城町穂満坊2995番地 2
理 事	大井手 正 信	都城市高城町大井手93番地 1
理 事	玉 利 福 視	都城市高城町大井手2614番地
理 事	藤 井 文 男	都城市高城町大井手1529番地口
理 事	内 山 弘	都城市高城町桜木1359番地
理 事	竹 原 春 男	都城市高城町穂満坊84番地 1
理 事	大 浦 義 信	都城市高城町穂満坊3108番地
理 事	道 島 重 満	都城市高城町穂満坊3034番地
理 事	中 島 正 美	都城市上水流町 913番地 2
理 事	税 所 哲	都城市高木町4824番地 5
監 事	重 信 利 行	都城市高城町大井手1369番地 2
監 事	山 下 正 巳	都城市高城町穂満坊3062番地
監 事	東 和 利	都城市高城町桜木1560番地 1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	竹 元 忠 生	都城市高崎町笛水 145番地
理 事	岩 崎 善 典	都城市高崎町大牟田1152番地10
理 事	黒 木 拓 郎	都城市高崎町大牟田2302番地
理 事	坂 元 伸 一	都城市高崎町大牟田4559番地
理 事	松 迫 初 郎	都城市高崎町大牟田2002番地 3
理 事	小 野 籍 雄	都城市高崎町東霧島 316番地
理 事	山 下 重 綱	都城市高崎町縄瀬32番地 6
理 事	有 村 克 己	都城市高崎町縄瀬4083番地 2
理 事	福 重 光 廣	都城市高崎町縄瀬1509番地 2
理 事	東 文 三	都城市高崎町江平2365番地
理 事	柿 木 勝	都城市高崎町大牟田2276番地 2
理 事	岩 崎 数 雄	都城市高崎町大牟田1161番地 5
理 事	川 崎 健 一	都城市高崎町大牟田76番地
監 事	荒 場 達 雄	都城市高崎町大牟田4646番地
監 事	小 川 信 夫	都城市高崎町縄瀬2799番地
監 事	奥 田 誠 一	都城市高崎町大牟田 737番地

（任期：平成30年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	東 文 三	都城市高崎町江平2365番地
理 事	竹 元 忠 生	都城市高崎町笛水 145番地
理 事	柿 木 勝	都城市高崎町大牟田2276番地 2
理 事	二 木 直 樹	都城市高崎町大牟田1296番地 1
理 事	荒 場 達 雄	都城市高崎町大牟田4646番地
理 事	上 田 幸 夫	都城市高崎町大牟田2077番地 4

理事	小野 籍 雄	都城市高崎町東霧島 316番地
理事	小倉 一 郎	都城市高崎町東霧島2083番地
理事	江 藤 勇 蔵	都城市高崎町繩瀬1675番地
理事	有 村 克 己	都城市高崎町繩瀬4083番地 2
理事	福 重 光 廣	都城市高崎町繩瀬1509番地 2
理事	岩 崎 数 雄	都城市高崎町大牟田1161番地 5
理事	奥 田 詔 一	都城市高崎町大牟田 569番地
監 事	岩 崎 善 典	都城市高崎町大牟田1152番地10
監 事	吉 山 宏 章	都城市高崎町江平1332番地
監 事	平 川 澄 男	都城市高崎町大牟田75番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理事	島 田 道 春	都城市太郎坊町6668番地 3
監 事	角 地 重 夫	都城市金田町2009番地 2

政府調達に関する苦情の処理手続を次のとおり定めた。

平成26年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 政府調達に関する苦情の処理手続

##### 第1 宮崎県政府調達苦情検討委員会

- 1 宮崎県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。
- 2 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。

##### 第2 苦情の申立て

- 1 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第 1 条に規定する1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年 3 月30日ジュネーブで作成された

政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

- 2 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合には、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

##### 第3 期間

- 1 この処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。
- 2 この処理手続において、作業日とは、県の休日でない日をいう。
- 3 この処理手続において、期間の初日は算入しない。
- 4 この処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

##### 第4 参加者

- 1 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ全ての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。
- 2 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。
- 3 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、第 5 の 6 に定める公示後 5 日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。当該供給者であって通知を行ったもの（以下「参加者」という。）は、この処理手続の適用を受ける。
- 4 3の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

##### 第5 苦情の検討の手続

- 1 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
- 2 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。
- 3 委員会は、原則として、申立て後10作業日以内に苦情について検討し、次の各号のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。
  - (1) 遅れて申立てが行われた場合
  - (2) 協定等と無関係な場合
  - (3) 軽微な又は無意味な場合
  - (4) 供給者からの申立てでない場合
  - (5) その他委員会による検討が適当でない場合
- 4 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判

断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨申し出ることができる。

5 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。

6 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の間定めるところにより公示を行う。

7 契約締結又は契約執行の停止

(1) 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後12作業日以内に速やかに文書で行う。

(2) 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。

(3) 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。

(4) 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。

(5) (4)の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

(6) (5)の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

8 検討

(1) 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

(2) 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

(3) 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

(4) 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、この処理手続の間定めるところにより苦情についての検討を行う。

(5) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果を取りまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(6) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

(7) (6)の承認は、いつでも取り消すことができる。

(8) 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。

(9) 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。

(10) 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

(11) (10)の承認は、いつでも取り消すことができる。

(12) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

(13) 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。

(14) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。

(15) 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。

(16) 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を持つ技術者等より意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

9 1による苦情申立ては、いつでも取り下げることができる。

10 関係調達機関の報告書

(1) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

ア 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

イ 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項の全てに答えている説明文

ウ 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

(2) 委員会は、(1)に定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に、委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

(3) 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者が提出した営業上の秘密情報を第三者に開示しない。

第6 検討の結果及び提案

1 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、50日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結



果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

2 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

- (1) 新たに調達手続を行う。
- (2) 調達条件を変えず、再度調達を行う。
- (3) 調達を再審査する。
- (4) 他の供給者を契約締結者とする。
- (5) 契約を破棄する。

3 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性、関係調達機関の業務に対する影響その他の当該調達に関する状況を考慮するものとする。

4 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

5 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。

6 関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内(公共事業に係る苦情申立てについては、60日以内)に、理由を付して委員会に報告しなければならない。

7 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

8 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。

#### 第7 迅速処理

1 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

2 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知する。

3 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

- (1) 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、第5の10に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
- (2) 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内(公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては、25日以内)に、検討の結

果の報告書及び提案書を文書で作成する。

#### 第8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。

#### 第9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間(公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあつては、5年間)、当該調達に係る文書(電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。)を保存しなければならない。

#### 第10 適用

協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額によるものとする。

#### 附 則

この処理手続は、公表の日から施行する。

宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱を次のとおり定めた。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱

##### (目的)

第1条 県の機関が行う調達であつて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年6月23日定め)に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、宮崎県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

##### (委員会の構成等)

第2条 委員会の定数は、3人とする。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が選任する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。

##### (守秘義務)

第3条 知事は、選任の際委員に職務上知り得た秘密を漏らさないことを誓約させることとする。

##### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

##### (委員会の開催)

第5条 委員長は、委員会を招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、

緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

（会議の議決）

第 6 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（議事録）

第 7 条 委員会においては、議事録を作成する。

（委員会の庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、会計管理局会計課が処理する。

（雑則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年6月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 真空巻締機 2式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成26年10月31日
- (4) 納入場所 宮崎県立宮崎農業高等学校及び宮崎県立宮崎海洋高等学校
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 平成26年宮崎県告示第130号に規定する資格を有する者で、営業種目が一般機械器具類又は医療・理化学機器類の者であること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成26年7月30日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。
 

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

- (2) 期間 平成26年6月23日から平成26年8月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成26年6月23日から平成26年8月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成26年8月5日午後1時30分（郵便にあっては、平成26年8月4日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。

#### 6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成26年8月5日午後1時30分

#### 7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

#### 8 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

#### 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased Vacuum Sealers 2 sets
- (2) Timelimit for tender: 1:30p.m. 5 August, 2014
- (3) Contact point for the notice:Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL:0985-26-7208